

林振第734号
平成24年10月19日

各市町村長殿

宮城県農林水産部長
(公印省略)

野生きのこ類に対する注意喚起について(依頼)

安全な特用林産物の供給につきましては、日ごろ特段の御尽力を賜り厚くお礼申しあげます。県としても出荷前の放射性物質検査に努めているところですが、今般、平成24年10月18日付で原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から栗原市と大崎市の野生きのこ類について出荷制限指示がありました。

また、県内各市町村における野生きのこ類の持ち込み検査においても基準値を超えるものも多く見られます。

つきましては、出荷制限の対象とならない市町村におきましても、野生きのこ類の採取を控えるよう、貴管内の住民等に対して周知願います。



(担当:林業振興課 地域林業振興班 名和)
TEL:022-211-2914
FAX:022-211-2919

指 示

平成24年10月18日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年8月30日付け指示は、改正後の同条第2項に基づき下記のとおり変更する。

記

1. 宮城県仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、色麻町、加美町、南三陸町及び大衡村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 宮城県栗原市及び大崎市において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 宮城県白石市、栗原市及び丸森町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 宮城県気仙沼市、栗原市、大崎市及び加美町において産出されたくさそてつについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 宮城県気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町及び南三陸町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 宮城県気仙沼市、大崎市及び丸森町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されたくろだい、すずき、ひがんふぐ及びひらめについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
8. 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたまだら（1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
9. 一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、大倉川のうち大倉ダムの上流（支流を含む。）、碁石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、獨川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
10. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）、同県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川（支流を含む。）において採

捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。
- 1 3. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

石巻市

[ご意見・ご提言](#) | [ダウンロード](#) | [サイトマップ](#)

[HOME](#) > 野生きのこの採取



検索

このサイト内 ウェブ全体
この検索は「緑のgoo」を利用しています

野生きのこの採取にあたっての留意点

農林水産省や宮城県、石巻市のホームページ等により、野生きのこの検査結果や森林に関する情報などにご留意いただくとともに、野生きのこを探りにお出かけになる前に、次の点にご注意くださいますようお願いいたします。

■ 野生きのこを採取される際は、次のこと気につけましょう

- ・知らない野生きのこは、採取しない。絶対に食べない。
- ・「〇〇に似ている。」、「たぶん、〇〇だろう。」という、素人鑑定はしないこと。
- ・知らない野生きのこ、食用と確実に判断できない野生きのこは、
「採らない」「食べない」「他人にあげない」「販売しない」

■ 野生きのこを探っても良い場所かどうか確認しましょう

- ・野生きのこを探っても良い場所かどうか確認をお願いいたします。
- ・一部の森林では、空間放射線量が高いため、不必要的森林への立ち入り自体を控えていただくよう呼びかけが行われている地域がありますので、そういう場所では、野生きのこを採取しないようにお願いいたします。

■ 野生きのこの自家消費、採取を控えましょう

- ・野生きの中には、高い放射線量が検出されるものがあります。
- ・栗原市で採取されたオオイチョウタケから基準値を超える放射性セシウム（110 Bq/kg）が検出され、栗原市の「野生きのこ類」全体が、10月18日付けで出荷制限の指示を受けています。
- ・大崎市で採取されたナラタケから基準値を超える放射性セシウム（620 Bq/kg）が検出され、大崎市の「野生きのこ類」全体が、10月18日付けで出荷制限の指示を受けております。
- ・安全性の確認できない野生きのこを採取し自家消費する場合は、放射性物質簡易検査等で安全を確認するか、自家消費、摂取を控えるよう留意願います。
- ・県では、直売所等で流通する野生きのこのスクリーニング検査を実施し、その検査結

果を公表しています。

問い合わせ先
産業部農林課農地森林整備G
95-1111 (内線3552)

[ホームへ](#) | [前へ戻る](#)

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 代表 : 0225-95-1111
開庁時間 8:00~17:00 (土・日・祝日は除く)



石巻市役所

[このホームページの運用・管理に関するお問い合わせは秘書広報課まで](#)

Eメール: ispubinfo@city.ishinomaki.lg.jp (市政に対する御意見・御提言は↑上記を御利用ください)
※「氏名」、「住所」、「電話番号」の記入が無い場合は、返答いたしかねます。営業目的やアンケート、調査依頼などには、回答いたしません。

(C) 石森プロ／石森章太郎プロ

(C) 1998-2011 City of Ishinomaki. All rights reserved.

このサイトにある全ての文章・画像の無断転載を禁じます